

岩手県後期高齢者医療広域連合予算要領の公表について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第 292条において準用する同法第 219条第 2 項の規定により、
次の予算の要領を別添のとおり公表します。

令和 6 年 2 月 19 日

岩手県後期高齢者医療広域連合長 山 本 正 徳



- 1 令和 5 年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 2 号）
- 2 令和 5 年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 3 令和 6 年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 4 令和 6 年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算